

# 2019年度 法科大学院

## 第3期入学試験問題

### 2時限

### 民法

### (論文式)

## 試験時間 50分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。
11. 2019年度入試における民法においては、平成29年改正民法に基づいた出題を行います。ただし、平成29年改正民法または改正前民法のいずれに基づいて解答してもよく、改正前民法に基づいて解答しても不利とならず、減点もしません。  
※「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」（平成29年6月2日公布）により改正された民法を「平成29年改正民法」といい、改正前の民法を「改正前民法」といいます。

## [民法]

次の文章を読んで、設問に答えなさい。

Xは、約30年前、その所有する土地甲を郷里に遺したまま渡米し、一時近親に文通を絶ったことにより、Xの配偶者Aの申立てにより、2027年2月1日、失踪の宣告を受けた。XとAの間には子がおらず、Xの両親も他界していたため、AはXの財産に属する一切の権利義務を単独で承継し、甲の所有権取得登記をなした。同年8月10日、Aは甲をBに売り渡し、翌2028年4月15日、その所有権移転登記をなした。同年5月29日、BはさらにYへ甲を売り渡し、即日、その所有権移転登記をなした。その後、Xの請求により、2028年6月6日、失踪宣告取消しの審判があり、後日、確定した。

後記の①～⑥のそれぞれについて、次の小問(1)および(2)の問題に理由を述べつつ答えなさい。

(1) Xは、Yに対し、甲の所有権取得登記の抹消手続を求めたが、認められるか。

(2) あなた自身の(1)の解答をふまえたうえで、Xは、Aに対し、なんらかの請求ができるか、それが可能な場合、どのような請求ができるか。不明な事実があれば、場合を分ける等をして、事実を補いながら答えなさい。

- ① A、BはともにXの生存を知らなかった。また、YはXの生存を知っていた。
- ② AはXの生存を知っていたが、Bは知らなかった。また、YはXの生存を知らなかった。
- ③ AはXの生存を知っていたが、Bは知らなかった。また、YはXの生存を知っていた。
- ④ AはXの生存を知らなかったが、Bは知っていた。また、YはXの生存を知らなかった。
- ⑤ AはXの生存を知らなかったが、Bは知っていた。また、YはXの生存を知っていた。
- ⑥ A、BはともにXの生存を知っていた。また、YはXの生存を知らなかった。

(解答は全て解答用紙に記入すること)